クリエイションの設計図：
IT・デジタル時代の著作権ナビゲーション

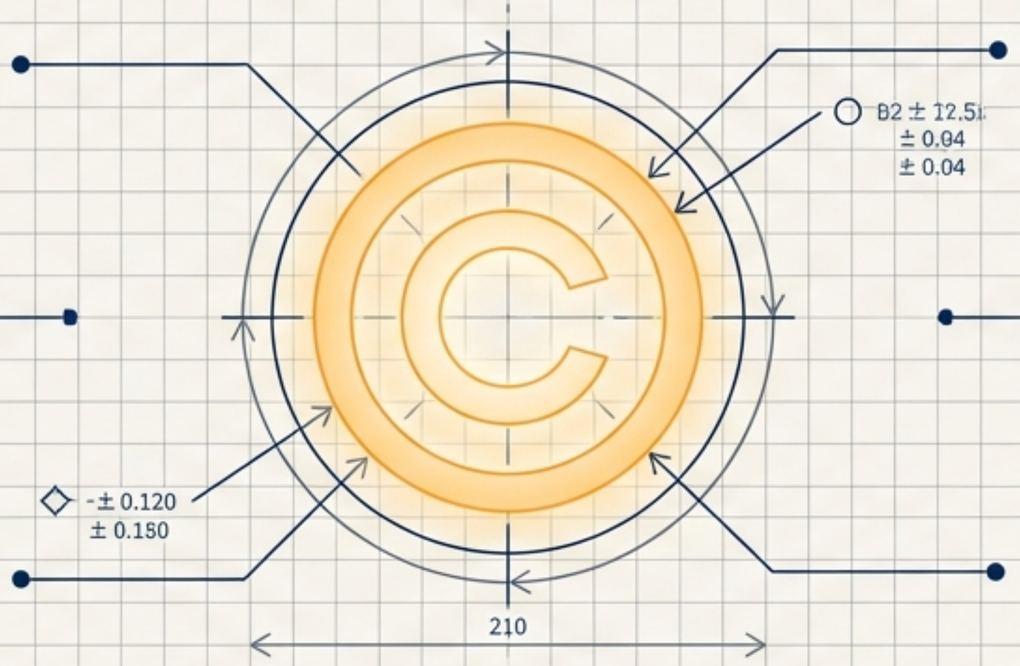

抽象的な法律を、クリエイターとエンジニアのための
「実用システム」として解読する

NotebookLM

知的財産権の全体像：著作権の「現在地」を知る

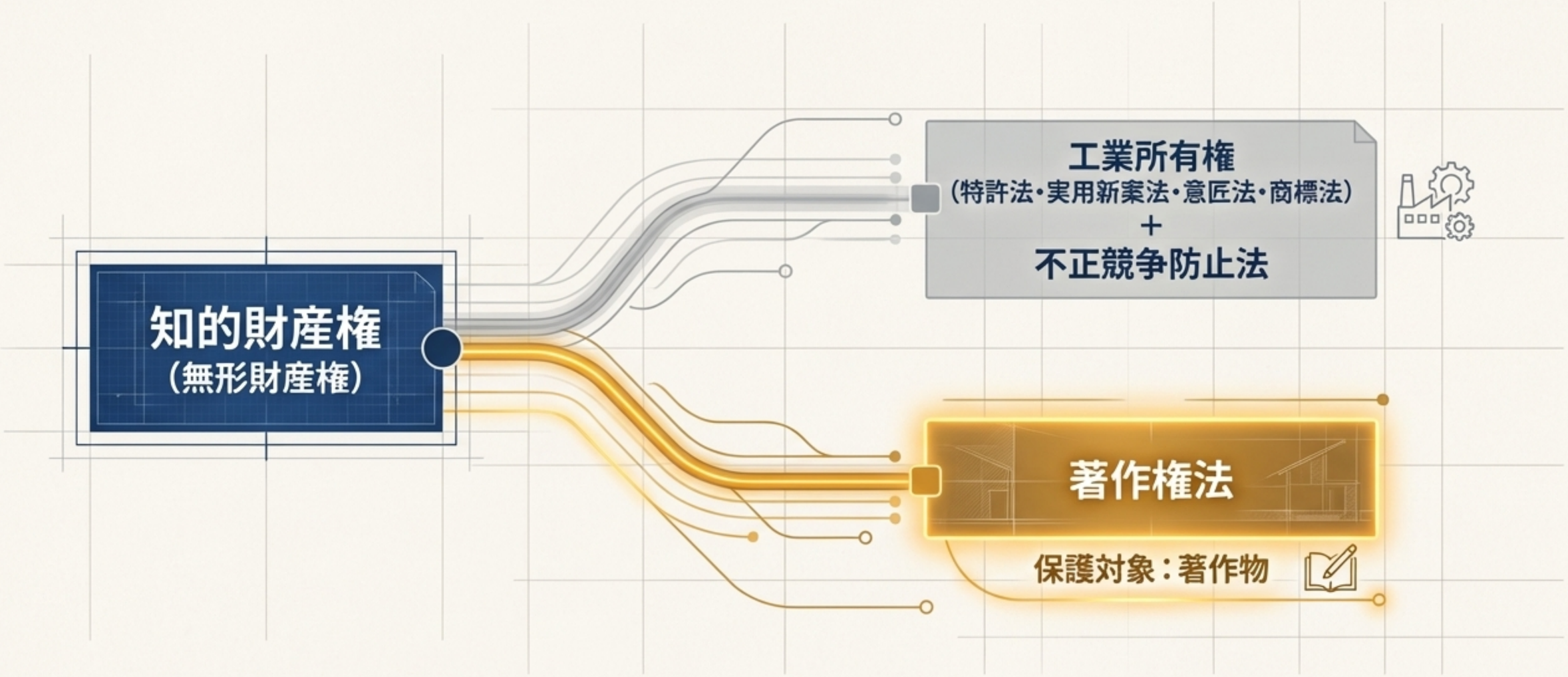

著作権は、形のない「知的成果」を保護し、名誉や利益を確保するための巨大なシステムの一部です。

NotebookLM

特許権 vs 著作権：何を、どのように保護するのか？

特許法（Patent Law）	著作権法（Copyright Law）
保護対象（Target）：「発明」そのもの（アイデア・解法）	保護対象（Target）：「表現」のみ（思想又は感情を創作的に表現したもの）
発生条件（Trigger）：登録が必要（方式主義）	発生条件（Trigger）：創作した時点で自動発生（無方式主義 ／ ベルヌ条約）
目的（Goal）：産業の発展	目的（Goal）：文化の発展

注意：発明に関する論文を書いた場合、保護されるのは「論文の文章（表現）」のみであり、「発明の内容（アイデア）」を保護するには特許が必要です。

NotebookLM

文化の天秤：著作権法 第1条が示す「真の目的」

著作権は単なる「禁止ルール」ではありません。著作者の権利を保護し創作意欲を高めること（左）と、他人がその作品を利用して新しい文化を生み出すこと（右）。この絶妙なバランスを保つことが、著作権法最大の目的です。

NotebookLM

「表現のフィルター」と自動発動するシールド

表現のフィルター (The Filter of Expression)

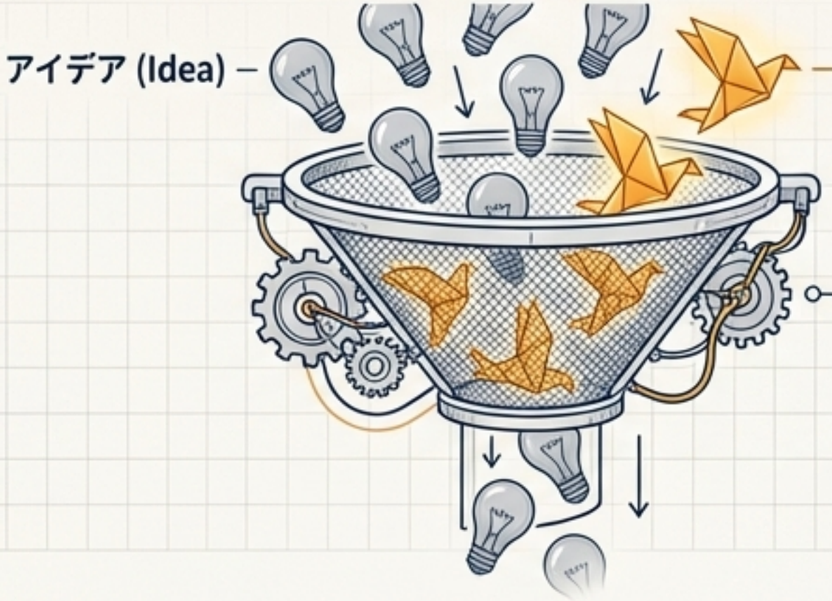

フィルターの通過条件：
著作権法（第2条）の判断基準は「創作性（オリジナリティ）」のみ。芸術的な高さは問いません。子供の落書きや単なるメモ書きでも、オリジナリティがあれば立派な著作物です。

自動発動するシールド (The Automatic Shield)

- 無方式主義（ベルヌ条約）：著作権は、公表の有無に関わらず、著作が行われた「その瞬間」に自動的に生じます。日本において©マークは法的に必須ではありません（ただし、権利主張のアピールとしては有効です）。
- 有効期間：原則として著作者の死後70年（法人の場合は公表後70年）。

NotebookLM

盾と財布：著作者が持つ「2つの強力な権利」

著作者人格権 (クリエイターの名誉を守る「盾」)

⚠ 特性: 他人に譲渡できない（一身専属性）。

- **公表権**（第18条）: いつ、どう公表するか決める権利。
- **氏名表示権**（第19条）: 実名・匿名・ペンネームを決める権利。
- **同一性保持権**（第20条）: 勝手に内容や題名を改変させない権利。

著作財産権（利益を保護する「財布」）

✔ 特性: 他人に譲渡・売買することができる。

- **複製権**: 無断コピーを禁じる権利。
- **公衆送信権**: 無断でネットや放送に流さない権利（社内サーバへの掲載も含む）。
- **貸与権 / 翻訳・翻案権**: 無断で貸し出したり、翻訳・アレンジさせない権利。

NotebookLM

著作隣接権：ひとつの作品を取り巻くエコシステム

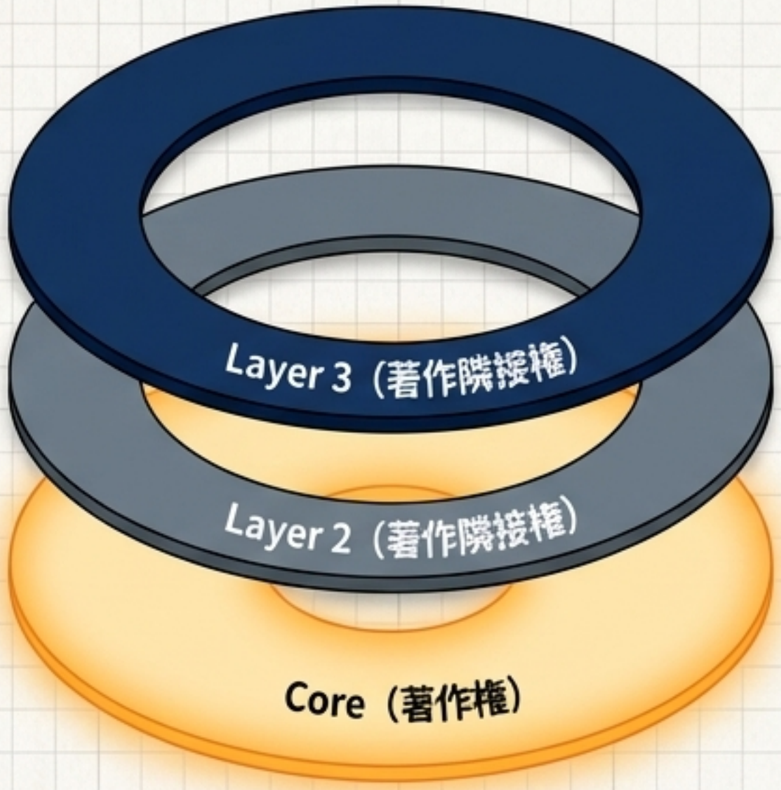

Layer 3（著作隣接権）：
レコード製作者・放送事業者
（作品を「固定・配信」する企業）

Layer 2（著作隣接権）：
演奏者・歌手
（実演家として、作品を「伝達」する人）

Core（著作権）：
作曲家・作詞家
（楽曲という「著作物」を生み出した人）

CDをコピーする際、関与するのは作曲家だけではありません。作品の創作に直接関わらなくても、その作品を世に広めるために寄与した実演家や製作者にも、独自の権利（著作隣接権）が与えられます。

NotebookLM

制限規定：文化発展のための「セーフハーバー」

著作権は絶対的なものではありません。文化の発展（天秤の右側）を促すため、一定の制限のもとで無断利用が許可される領域があります。

私的利用（第30条）

個人的、または家庭内でのコピーはOK（ただし他者への配布はNG）。

図書館等における複製（第31条）

公衆利用を目的とする図書館での営利を目的としない複製。

学校の授業での複製（第35・36条）

教員や学生が授業に必要な資料をコピー・上映すること（※企業内の勉強会は対象外！）。

国等の著作物（第13条）

法令、通達、裁判所の判決などは著作権の対象外。

NotebookLM

合法的な「引用（第32条）」を成立させる4つのピース

他人の著作物を自分の作品に組み込む「引用」。これは著作権侵害を回避する強力な手段ですが、以下の4条件をすべて満たす必要があります。

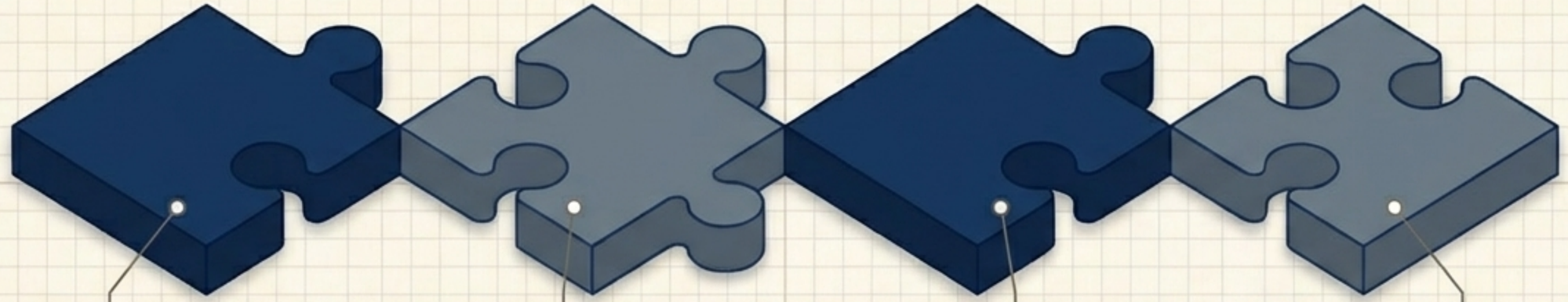

1. 必然性

なぜその引用が必要なのか、合理的な理由があること。

2. 主従関係

自分の著作が「主」であり、引用部分が「従」であること（分量や内容において）。

3. 明瞭な区分

カギ括弧や枠線などを用い、どこからどこまでが引用か明確にすること。

4. 出所の明示

引用元のタイトル、著者名などを正確に記載すること。

注意：「許可を取ること」は引用の法的要件ではありませんが、エチケットとして推奨される場合があります。しかし、ルールを守らなければ「無断転載」となります。

NotebookLM

Webパブリッシングと著作権のトラップ

Trap 1: UI Elements

「戻る」ボタンや飾り線などのちょっとした画像も著作物です。必然性のない無断使用は「引用」にはならず、侵害にあたります。

Trap 2: 自動公衆送信

データをWebサーバーにアップロードする行為自体が「送信可能化」となり、出版と同様の重い法的責任（公開）を伴います。

Trap 3: URLリンク

リンク自体は著作権侵害にならないのが一般的な見解ですが、他人のページであることを明示せず、画像だけを直リンクして自ページに取り込む行為は不当とされます。

NotebookLM

プログラムと著作権：保護される「コード」、されない「ルール」

プログラムはコンピュータを動かす価値ある著作物ですが、一般的な著作物とは異なる境界線があります。

✕ 保護されないもの（アイデア・ルール）

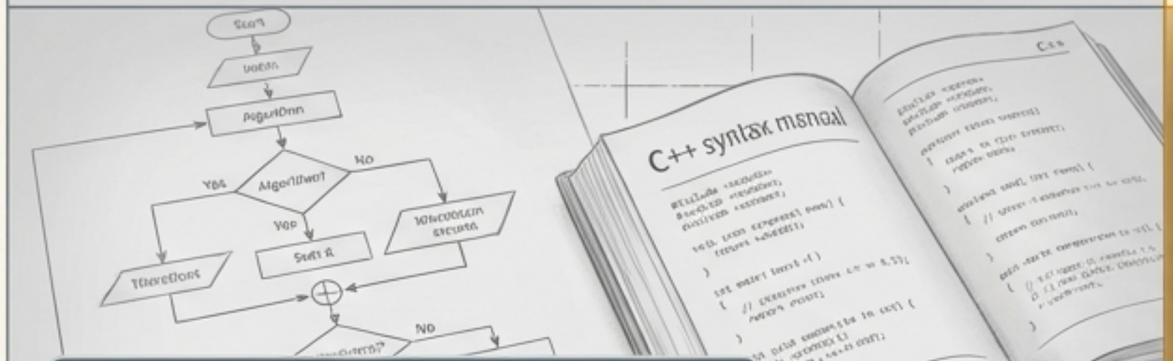

- **プログラム言語：**
  C言語やPythonなどの構文や命令そのもの。
- **規約（プロトコル）：**
  通信規約やインターフェースのルール。
- **解法（アルゴリズム）：問題解決の手順**
  (※これらは特許法の対象になり得ます / 第10条の3)。

○ 保護されるもの（表現）

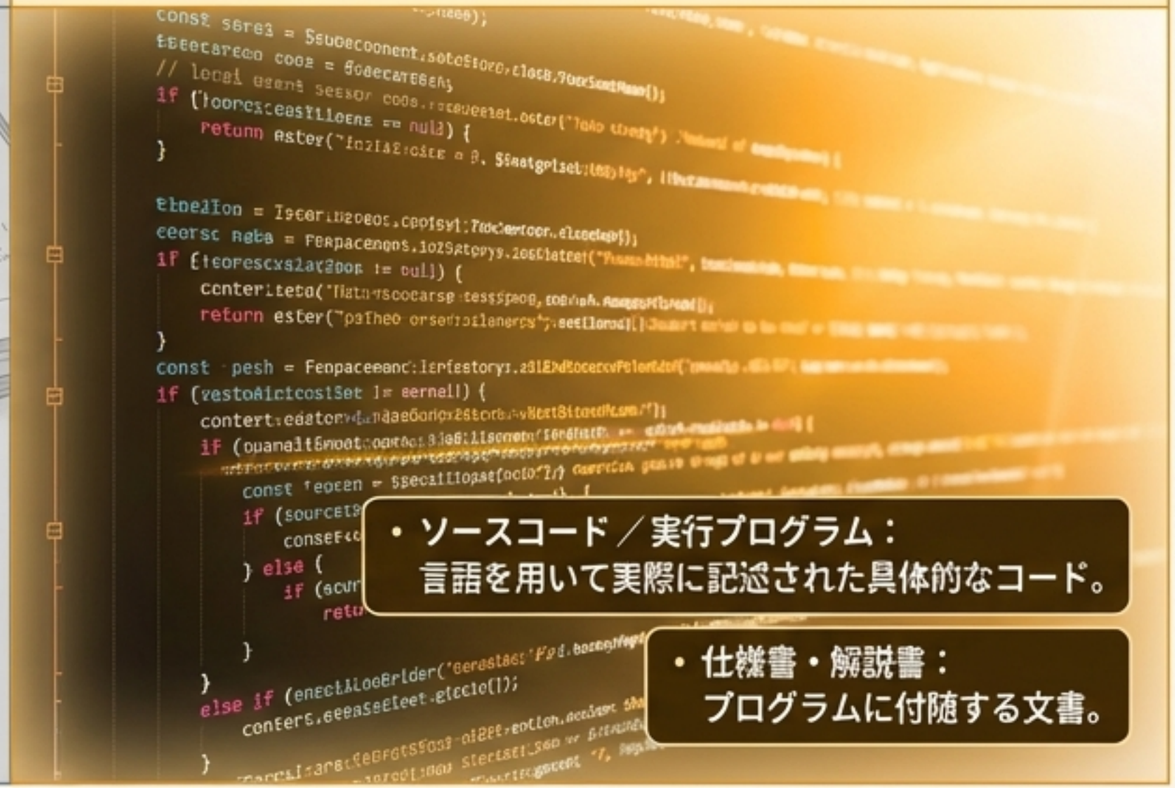

- **ソースコード／実行プログラム：**
  言語を用いて実際に記述された具体的なコード。
- **仕様書・解説書：**
  プログラムに付随する文書。

Exception Note: プログラムを自分のPCで動作させるため、またはより効果的に利用するための「改変（同一性保持権の例外）」や、バックアップ目的の「複製」は合法です。

NotebookLM

開発契約の落とし穴：そのソースコード、誰のもの？

1. 職務著作（社内開発）
従業員が業務上作成。

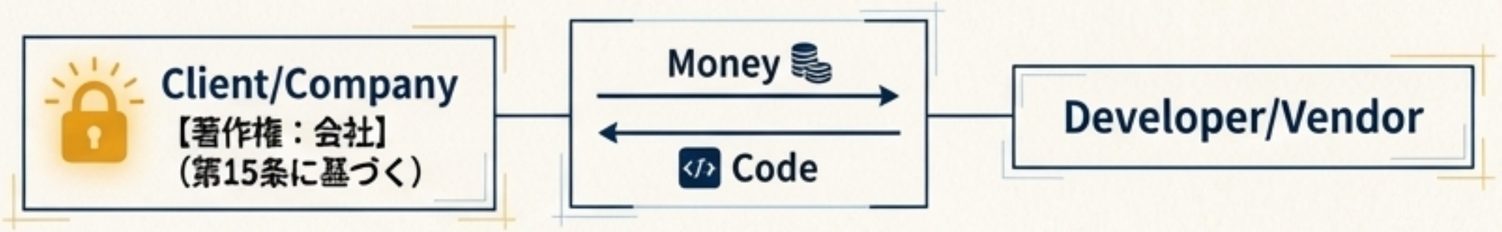

2. 派遣 (Dispatched Work)
派遣社員が派遣先の指示で作成。

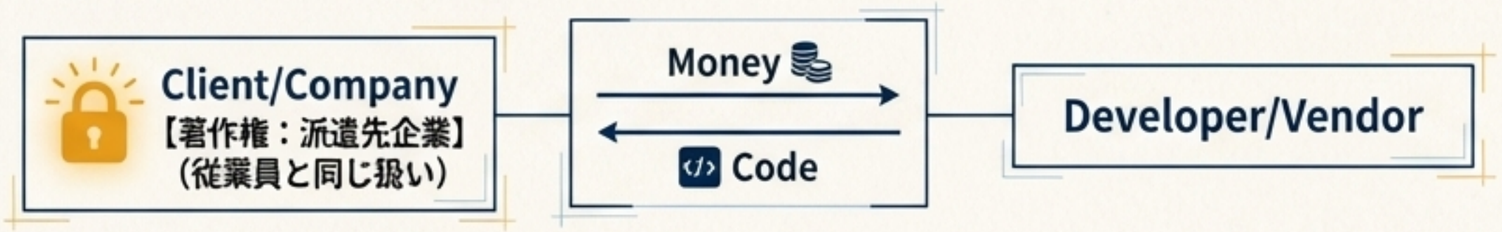

3. 請負 (Subcontracting) [DANGER]
外部ベンダーに要件を出し、裁量で開発させる。

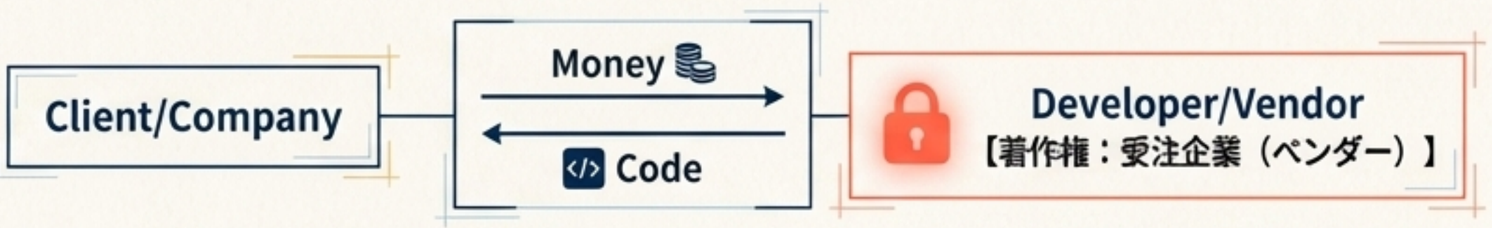

請負の罠：発注者が開発費を全額払っても、特約がない限り著作財産権はベンダーに残ります！
自社で自由に改変・他社提供するには、契約時に「著作財産権の譲渡（第61条）」と「著作者人格権の不行使（第59条）」を明記することが不可欠です。

NotebookLM

ソフトウェア・ライセンスの構造：「無料」の2つの意味

ソフトウェア・ライセンス

Commercial Licenses（企業向け）

ボリュームライセンス：大量の利用権を一括契約し、定めた数のPCにインストール（数による制限）。

サイトライセンス：場所（会社・事業所）を限定し、その範囲内なら無制限にインストール可能（場所による制限）。

Free Software (フリーソフトの罠)

「価格」からの自由（フリーウェア）

例: Adobe Reader。無料で使用できるが、著作権は作成者に留保される。勝手な再配布や改変は絶対NG。

「著作権」からの自由（オープンソース）

例: Linux, GNU/GPL。ソースコードが公開され、ルールに従う限り再配布・改変・派生開発（商用販売含む）が認められている。

※不正複製ソフトと知りながら取得・使用することは、著作権法（第113条）違反となります。経済産業省の「ソフトウェア管理ガイドライン」を遵守しましょう。

NotebookLM